

観護処遇について

観護の措置が執られて収容された少年の一日の過ごし方です。

落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、規則正しい生活を送ります。

少年鑑別所では、少年の健全な育成への配慮として、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。

また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事等の機会を設けたりしています。

7:30

朝食

9:00

図書貸出・運動・診察

10:00

面接・心理検査

11:30

昼食



13:00

面接・入浴・学習支援・講話

16:30

夕食



17:30

日記記入

19:00

テレビ視聴・自由時間

21:00

点呼・就寝

地域とともに

少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、次のような御依頼に対応しています。

- 一般の方からの相談
- 心理検査等の実施
- 研修会、講演会等への講師派遣
- 法教育の実施



交通のご案内



JR高徳線栗林駅より 徒歩3分
ことでん瓦町駅より 徒歩8分

ショッピング・レインボー循環バス
高松駅（4番のりば）より 東廻り 約16分
瓦町駅（3番のりば）より 東廻り 約3分
「藤塚町」下車 徒歩1分

施設要覧



特別名勝 栗林公園

〒760-0071 高松市藤塚町3-7-28

電話 087-834-1770

FAX 087-835-7488

やさしいいいじ(かん)

地域援助専用電話 087-834-7112

地域援助専用電子メール shien-takamatsu@cccs.moj.go.jp

少年鑑別所とは

少年鑑別所は、

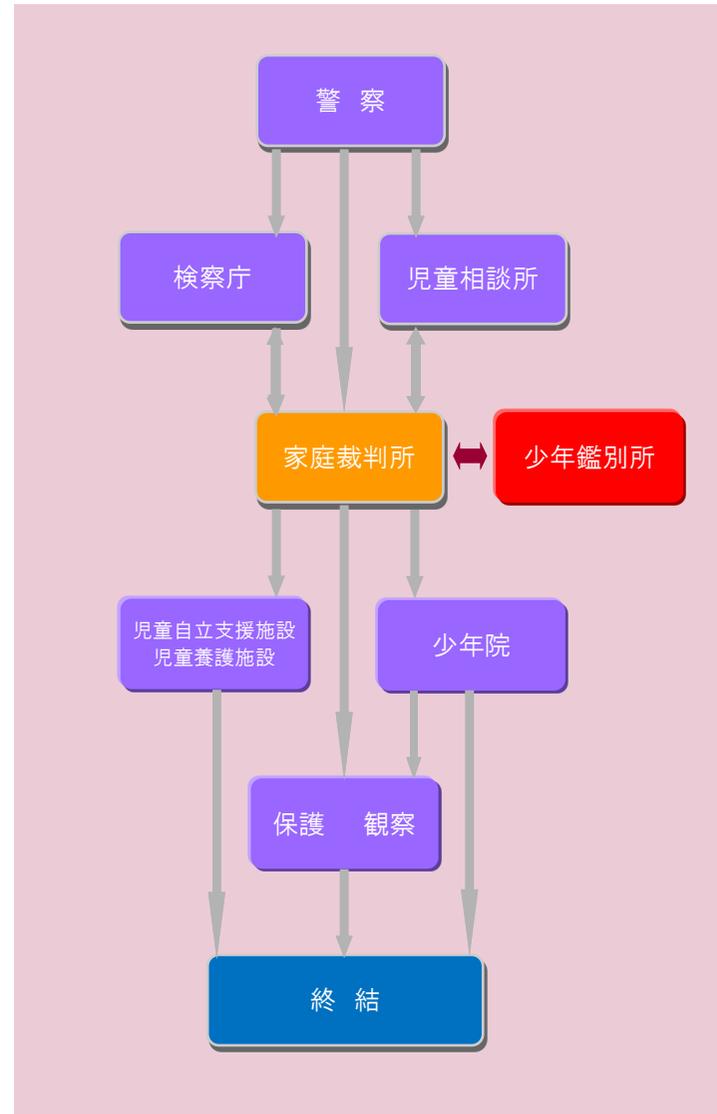
- ① 家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと
 - ② 観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと
 - ③ 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
- を目的とする法務省の施設です。

各都道府県庁所在地など、全国で52か所に設置されています。

観護の措置による収容期間は、おおむね4週間ですが、家庭裁判所の決定で延長されることがあります(最長8週間)。



少年審判と処遇の流れ



鑑別について

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者の非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した者に対して行われる鑑別(収容審判鑑別)の流れは下図のとおりです。

